

平成29年度（2017年度）就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは、教育の機会均等の趣旨に則り、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことによって、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。制度の趣旨をご理解いただき、援助を希望される方は申請してください。

1 援助を受けられる方

※大阪市立の小学校又は中学校に通学している（入学予定含む）児童生徒の保護者で、次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由	備考
① 市民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともに非課税の方。
② 固定資産税を減免された方	理由が大災、地震等の災害によるもの。
③ 個人事業税を減免された方	
④ 国民年金保険料を減免された方	保護者全員が減免されていない場合は除く。
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者全員が減免・徴収猶予されていない場合は除く。
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方	
⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた方	平成28年度又は29年度に決定を受けた方が対象。
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く。
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	平成28年度又は29年度に災害にあった方が対象。
⑩ 生活保護を受けている方	
⑪ 生活保護を停止または廃止された方	世帯状況変更による廃止者は除く。
⑫ ①～⑪には該当しないが、特別な事情により、経済的に困窮し、所得基準額以下の方	この理由による申請者については、全員、所得審査を行います。詳しくは、6～7ページの「5 申請理由⑫で申請される方へ」をご覧ください。

2 申込方法 ※平成28年度に就学援助を受けておられた方も、申請書及び証明書類の提出が必要です。

【提出書類】「就学援助申請書兼世帯状況表」及び申請理由ごとに必要な証明書類

※ 提出書類は、児童生徒が通学されている学校ごとに1枚必要です。

※ 必要な証明書類は、2～3ページの「3 申請に必要な証明書類」をご覧ください。

※ 新1年生については、「入学準備用品等購入申出書」も提出してください。

【提出方法】保護者の方が、「就学援助申請書兼世帯状況表」に必要な証明書類を添付し、児童生徒が通っている学校（新1年生の場合は就学通知書で指定されている学校）に、持参又は送付してください。

【申請時期】平成29年3月1日から（注）申請理由によって、申請時期が異なるので注意してください。

申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期 (教育委員会から保護者に通知)
(1) 早期（書類審査）	平成29年3月15日（水）まで	①～⑪	5月末日予定
(2) 一般1（税情報利用）	平成29年5月15日（月）まで	①・⑫	8月末日予定
(3) 一般2（書類審査）	平成29年6月30日（金）まで	①～⑫	8月末日予定
(4) 随時	平成29年7月1日以降随時	①～⑫	教育委員会受理後、30日以内

※「(1) 早期申請」「(2) 一般1申請」「(3) 一般2申請」については、4月1日が認定日になります。

ただし、4月1日に要件を満たしていない場合は、要件を満たした日以降になります。

※「(4) 随時申請」については、7月1日以降も申請ができます。ただし、認定日は申請日以降になります。

申請理由⑫に関してよくある質問

質問	回答
「借家等」とは、具体的に何ですか？	家賃等を必要とする借家・借間・借地（居住する住居が自己の所有するもので、住居の所在する土地に賃料が発生する場合のみ）のことです。
親族の家に家賃を払って住んでいる場合は、借家になりますか？	正式な契約を締結していなければ持家になります。 なお、親族等と賃貸契約している場合は、賃貸契約書に加えて、貸主（親族等）の、受付済の確定申告書・収支内訳書の写しの提出が必要です。
高校生でアルバイト収入がある場合は、その所得も審査の対象になるのですか？	高校生以下（平成11年4月2日以降に生まれた方）の所得は審査対象外です。
未申告の「市民税・府民税証明書」とは、どのようなものですか？	（市民税・府民税のための）所得の申告を行っていない場合は、証明書の所得金額欄に所得の記載がなく、備考欄に「非課税」と表示されています。 ➤7ページの「『市民税・府民税証明書』の未申告・申告済の見分け方」をご覧ください。
未申告と言われたのですが、所得の申告は、いつ、どこで、どのようにすればよいのでしょうか？	市税事務所（梅田、京橋、弁天町、なんば、あべの）で、「市民税・府民税申告書」を記入することで申告（郵送も可）できます。なお、申告期間中（平成29年2月16日～3月15日）には、お住まいの区の区役所でも申告できます。
離婚はしていないのですが、別居中の配偶者がいます。この配偶者は世帯状況欄に書かなければならないのでしょうか？	離婚していない配偶者は、原則として記入してください。ただし、離婚調停中などの場合は、記入が不要です。（調停申立書や訴状の写しの提出が必要です。）

<その他留意事項>

- (1) 就学援助の認定を受けた後に、申請理由を証明する書類の内容に変更があった場合（収入・所得のある世帯構成人員が増えた、修正申告により収入・所得の金額に変更があったなど）には、速やかに学校に申し出てください。
- (2) 申請書及び証明書類の不備等により審査できない場合は、審査結果通知が遅くなること、又は否認になる場合があります。
- (3) 提出された申請書、申出書及び添付書類等は、就学援助の審査に使用するもので、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。
- (4) 事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合、または、支給された援助費を本来の趣旨以外の目的のために使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ、援助費を返還していただくことがあります。
- (5) 「就学援助申請書兼世帯状況表」や添付書類には、たいへん重要な情報が含まれています。学校への提出については、保護者の方が持参または送付していただくようお願いいたします。

就学援助に関するお問合せ先

認否結果、支給日、支給額等	支給日、支給額等は学校によって異なりますので、直接、児童生徒が通っている学校（新1年生は就学通知書による指定校）にお問い合わせください。
上記以外の就学援助制度全般	教育委員会事務局 学校経営管理センター事務管理担当 (就学援助グループ) TEL: 06-6575-5654

～ このリーフレットは年に一度のお知らせですので、1年間大切に保管してください。～

3 申請に必要な証明書類

※各申請理由に関する証明書類は、いずれかひとつを提出してください。
※状況に応じ、下記に掲げる書類以外の証明の提出を求める場合があります。

申請理由	証明書類
① 市民税が非課税の方 (所得割額・均等割額ともに非課税の方) ※平成28年度又は29年度の市民税が非課税の方が対象です。	【税情報を利用する場合】※平成29年度分のみ利用可。 3ページの「 税情報の利用 」をお読みください。 税情報を利用する場合、証明書類の提出は不要です。 【税情報を利用せず、証明書類を添付する場合】 申請書の裏面に、具体的に記載しています。
② 固定資産税を減免された方 ※新築減税は対象外です。	○固定資産税・都市計画税(土地・家屋)税額変更通知書(写) ※平成28年度分又は29年度分を提出してください。
③ 個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書(写) ※平成28年度分又は29年度分を提出してください。
④ 国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に 対象となります。	○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(写) ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書(写) ○国民年金保険料免除理由該当通知書(写) ※早期・随時申請では申請日現在、一般申請では4月1日現在 減免を受けていることを証明する書類を提出してください。 ※保護者全員分を提出してください。
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予 された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されて いる場合に対象となります。	○国民健康保険料(変更)決定通知書(写) ○国民健康保険料減免承認決定通知書(写) ○国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書(写) ※早期申請の場合は平成28年度分、一般・随時申請の場合は 平成29年度分を提出してください。 ※いずれの場合も、全体をコピーしたものがが必要です。
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方	○児童扶養手当証書(市長印が押されているページの写し) ○児童扶養手当認定通知書(写) ※早期・随時申請では申請日現在、一般申請では4月1日現在 支給を受けていることを証明する書類を提出してください。 ※紛失等により上記書類が提出できないときは「児童扶養手当 支給証明書」(早期申請では平成29年3月分の、一般申請 では平成29年4月分の、随時申請では申請日時点の支給額 が記載されている証明書)を提出してください。
⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた方 ※平成28年度又は29年度に決定を 受けた方が対象です。	○生活福祉資金貸付決定通知書(写) ※平成29年4月1日現在(随時申請の場合は申請日現在)に 返済中であることを証明する書類を提出してください。
⑧ 「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇 労働者の方 ※早期・随時申請では申請日が、一般 申請では4月1日が、有効期間内に 含まれている方が対象です。	○雇用保険被保険者手帳 (公共職業安定所長印が押されているページの写し) ○手帳を有する方以外の保護者の所得がわかる書類 (「市民税・府民税証明書」など)
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害に あつた方 ※平成28年度又は29年度に災害に あつた方が対象です。	○被災証明(区役所市民協働課発行) ○り災証明(消防署発行) ※平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に、災害 にあつたことを証明する書類を提出してください。
⑩ 生活保護を受けている方	※証明書類の提出は不要です。ただし、教育扶養費の受給が ない場合は「生活保護適用証明書」の提出が必要です。
⑪ 生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況変更による廃止者は対象外 です。	○生活保護停止・廃止決定通知書(写) ※平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に、停止 または廃止されたことを証明する書類を提出してください。

⑪	次のいずれかの方法により、世帯全員の所得審査を行います。詳しくは、6～7ページの「5 申請理由⑪で申請される方へ」をご覧ください。 【税情報を利用する場合】(税情報を利用する場合、証明書類は不要、)下の「税情報の利用」をお読みください。 【税情報を利用せず、証明書類を添付する場合】 申請書の裏面に、具体的に記載しています。 ◆《住宅の形態》が「借家等」の方は、申請者がお住まいの住居の賃貸契約者であることを証明する書類(※)を提出してください。 ※賃貸契約書や家賃決定通知書(市営・府営住宅)などにより、契約者名及び住所などの確認を行います。具体的な証明書類名については、5ページの「申請書」の記入例をご覧ください。
---	--

＜ひとり親家庭の確認＞ ※ひとり親家庭の確認は、申請理由①・④・⑤・⑧・⑪の方が対象です。
申請理由①・④・⑤・⑧・⑪については、父母ともに、申請理由に該当していることが条件になります。
申請者がひとり親家庭の場合は、次のとおり、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。

事 由	証 明 書 類
寡婦(寡夫)控除を受けている	市民税・府民税証明書等の寡婦(寡夫)控除が確認できる書類
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証(写)
平成29年1月1日以降に配偶者が死亡	死亡診断書(写)、住民票除票、死亡者が記載された戸籍 など
平成29年1月1日以降に離婚が成立	離婚届受理証明書 など
離婚調停中等である	調停申立書(写)、訴状(写)、判決書(写) など
遺族年金を受給中である	遺族年金証書(写)、年金額改定通知書(写)
その他	申請者の戸籍謄本、領事館等発行の独身を証明する書類 など

＜申請者が児童生徒の父母以外の場合の確認＞
申請者が児童生徒の父母以外の場合は、申請書の「特別な事情」欄に、児童生徒の監護を行っている理由を記入し、監護を行っていることを証明する書類(児童生徒の健康保険証の写しなど)を提出してください。

税情報の利用 ※申請理由①・⑪の方が対象です。

「税情報の利用」とは、市内に居住(平成29年1月1日現在)している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって、大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。税情報を利用すれば、申請者が証明書の交付を受ける手間がなくなります。
申請理由①又は⑪で申請される方は、「市民税額・所得金額等の確認方法」の「税情報を利用する」又は「税情報を利用せず、証明書類を添付する」のどちらかを選択してください。なお、申告をされていないなど、税情報の提供を受けることができない場合、追加で証明書類の提出が必要になることがあります。

＜注意事項＞

※「一般1(税情報利用)」(申請時期:3月1日～5月15日)で、ご利用いただけます。
・市税事務所等、平成29年3月15日(水)までに申告された内容が反映されます。
・平成29年3月15日(水)以降に申告(修正申告含む)された場合は、申告内容が反映されている「市民税・府民税証明書」(平成29年6月以降に発行可)を追加提出してください。
※税情報の利用に関する同意は任意です。同意の有無で、認否に影響がでるようなことはありません。
※提供を受けた情報は、就学援助の審査以外には使用しません。また、提供を受ける税情報は平成29年度分のみで、大阪市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、5年間保存後は消去します。

【提供を受ける情報の内容】「市民税・府民税証明書」に記載される項目のうち、
「市民税・府民税額(年税額のみ)」「所得金額(内訳及び繰越損失額)」「扶養親族の内訳」
「医療費控除額」「本人該当区分(ただし、寡婦・特別の寡婦・寡夫のみ)」

※平成28年度の内容です。平成29年度の内容については、平成29年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）等でお知らせします。

	学校教材費 特別活動費 その他諸費 (児童費・生徒費合計)	修学旅行費 林間・道庁学習費 (積立金会計)	学校給食費	通学費	入学準備補助金 (新1年生のみ)	医療費 (特定疾病のみ)	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金
小学校	学校徴収金相当 (実費)	学校徴収金相当 (行事終了後実費)	実費	実費	20,470円以内	学校医療券 交付	保護者負担額 ※教育委員会が 上記センターに 直接支払います。
中学校			実費の 2分の1		23,550円以内		

(1) 認定後は、保護者の同意に基づき、学校給食費及び学校施設金の教材費等（児童食・生徒費会計）に充当します。修学旅行費、林間・臨海学習費（種別金会計）については、就学助成の認定を受けている期間に参加した行事が就学援助の対象になり、その実費を行事終了後、就学援助費として支給します。（キャンセル料含む）

■修学旅行費	支給は、小学校・中学校でそれぞれ1回限りになります。
■林間・臨海学習費	支給は、各学年でそれぞれ1回限りになります。

- (2) 随時申請の場合、認定日は申請日以降になり、学校教材費等は認定日以降の購入や実施行事費用が支給の対象とな
ため、支給がない場合があります。また、入学準備補助金の支給はありません。
- (3) 入学準備補助金は、小・中学校の新1年生が支給対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給はありません。
- (4) 生活保護世帯の場合は、奨助内容のうち、原則として、①修学旅行費、②医療費、③独立行政法人日本スポーツ振興
センター共済金が奨助の対象となります。(③の共済給付内容については、障害見舞金及び死亡見舞金です。)
- (5) 医療費の支給対象は定期健康診断等の結果、むし歯、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、ア
デノイド、白癬、疥癬、顔面皰、トラコーマの治療を学校が指示した場合の患者負担額であり、医療機関受診時に医
療費を支出することにより、教育委員会から直接医療機関へ支払います。
これらの治療が必要な場合には、学校が医療費を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください(本
制度の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことを承知いただくことにより、返却
結果が出る前であっても医療費の交付を受けられます)。また、すべての医療機関において学校医療券を使用でき
るわけではなく、受診予定の医療機関に医療券の使用が可かか確認いただきますようお願いいたします。学校医
療券を使用して対象疾病の治療を行う場合は、他の助成制度との併用はできません。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済金は、5月1日時点で認定になっている方が対象になります。
また、海外帰入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定になっている方が対象です。
- (7) 治の制度により、同療旨の経費が支給されている場合は、就学奨助費は支給できません。

平成29年度の学年を記入してください。(早期：組は空白)

申請理由①・②の方のみ、「税
情報を利用する」か「税情報を
利用せず証明書類を添付する」
のどちらかの口に「/」をつけ
てください。

同意印がない場合、税情報利用
ができません。ご注意ください。

く世帯状況（生計を一にする者全員）とすると、同居している方全員のことです。また、同居していなくても、税法上、保護者の扶養親族や健康保険の被扶養者になつていて、保護者等が家計を支えている方が、専任赴任等により別居している場合も含みます。

ただし、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。

【所得審査について】

申請理由④による申請では、この欄に記入のある方のうち、平成11年4月1日以前に生まれた方の合計所得が審査の対象になります。

どちらかの口に「✓」マークをつけてください。

平成29年度(2017年度)就学援助申請書兼世帯状況調査書

【申請者氏名】 いずれかの区分 ☐ を囲んでください。 第()内は申請対象です。

早稲 ☐ (3月15日まで) 一般1 ☐ (3月15日まで) 一般2 ☐ (6月30日まで) 随時 ☐ (7月1日以降)

大阪市教育委員会にて 次のとおり就学援助を申請します。

平成 29 年 〇 月 〇 〇 日

市町村	大阪市	区	中之島	小・中学校	第1 (3月15日)	第2 (6月30日)	随時 (7月1日以降)
氏名	大隅 花子	性別	女	学年	1-2-3	学年	1-2-3
住所	大阪府 大阪市 中之島区 〇-〇-〇	電話番号	1234-5678	連絡先	〇〇〇-〇〇〇	連絡先	〇〇〇-〇〇〇
父	大隅 太郎	母	大隅 花子	兄弟姉妹	〇	兄弟姉妹	〇
祖父	大隅 一郎	祖母	大隅 花子	兄弟姉妹	〇	兄弟姉妹	〇
父兄	大隅 太郎	母	大隅 花子	兄弟姉妹	〇	兄弟姉妹	〇

【申請理由】 該当する理由に①～⑥をつけてください。
理由のみ(特別な事情(特別な事情)を記入してください。)

☐ ① 市況が深刻である。
☐ ② 生活保護を受けている。
☐ ③ 失業中である。
☐ ④ 収入が減少している。
☐ ⑤ 収入が減少している。
☐ ⑥ 収入が減少している。

【お知らせ】 のページ、「申請書の(特別な事情)欄」に記入する事情を、参考にし、記入してください。

☐ ① 大卒、高卒、短大、その他の卒業にあつた。
☐ ② 生活保護を受けている。
☐ ③ 失業中である。
☐ ④ 収入が減少している。
☐ ⑤ 収入が減少している。
☐ ⑥ 収入が減少している。

【世帯収入 - 所得金額等の確認方法】 (申請理由が①～⑥の場合は、どちらか①/②をつけてください。)

☒ 扶養情報を利用する。 ※平成29年4月1日現在の世帯収入が利用される。(申請、一般2申請は利用不可)
就学援助を受けて、世帯収入が29年度より減少した場合に限り、世帯収入が減少した年度に限り、申請対象となることとす。
また、申請書の記載事項及び関係書類を必ず正確に記入し、申請内容の真実性を確保することとする。

申請者 大隅 太郎 ① 関係者全員の方に同意の意思を確認のうえ、必ず所印ください。

☐ 扶養情報を利用せず、証明書類を添付する。(一般1申請は対象外) 証明書類添付欄をご覧ください。

【世帯状況(生計を一にする全員)】 ※申請理由にかかわらず、必ず記入してください。

氏名	性別	生年月日	関係	世帯収入	世帯収入
大隅 太郎	男	50. 1. 4	父	〇	〇
大隅 花子	女	50. 5. 10	母	〇	〇
大隅 一郎	男	14. 6. 8	子	〇	〇
大隅 二郎	男	17. 7. 21	子	〇	〇
大隅 花子	女	20. 2. 2	子	〇	〇

平成11年4月1日以前に生まれた家族について
申請・別居いずれかを○で囲んでください。
また、別居の場合は、市内・市外のいずれかを○で囲んでください。

〇別居を、役員を代理人と定めた世帯とし、
世帯の収入、世帯外収入、世帯外収入に
大隅 太郎 ①

☒ 収入減を希望する。
☒ 収入減を希望する。
☒ 収入減を希望する。

収入減を希望する場合は、(世帯収入が減少した場合のみ)
収入減を希望する場合は、(世帯収入が減少した場合のみ)
収入減を希望する場合は、(世帯収入が減少した場合のみ)

学校に提出する日付を必ず記入してください。（申請書を学校に提出された日が「申請日」になります。）
 添付定日に開かる重要な日付です。記入おれのないようにしてください。

この住所に結果通知書を送付しますので、正確（マンション等の場合は部屋番号まで）に記入してください。

平成29年1月2日以降、住所に異動があった場合、平成29年1月1日現在の住所を記入してください。

申請理由④で申請される方は、《特別な事情》の該当する事由の口に「/」をつけてください。
 「離婚」又は「解雇等・倒産・廃業により失業」に「/」をつけた方は、その年月日を記入してください。
 「解雇等・倒産・廃業で失業」については、主たる生計維持者の自己都合（正当な理由がある場合は除く）によら
 ない失業の場合のみ「/」をつけ、該当するものを②で記載してください。
 なお、「解雇等」の場合は、雇用保険受給資格者証に記録されている解雇理由コードを記入してください。

申請理由④で申請される方は、必ず、「住宅の形態」の「持家」又は「借家等」のどちらかを囲んでください。
なお、「借家等」を囲んだ方は、次の書類のうち、いずれかひとつを提出してください。

市 営 住 宅	家賃決定通知書(写)、大阪市市営住宅使用料等納入通知書・領収証書(本人控)(写)、市営住宅使用料納入通知書兼口頭振替納入開始案内書(写) など
府 営 住 宅	家賃決定通知書(当該年度家賃用)(写)、家賃証明(契約者名・当該住宅の住所・入居日・発行日現在の家賃額) など
U R 賃 貸	賃貸借契約書(契約者名・当該住宅の住所・入居開始日) など
民間すまいわんぐ等	入居者負担額決定通知書(写) など
社 宅	社宅の利用申込書(写)、会社発行の入居証明書 など
そ の 他	賃貸借契約書(契約者名・当該住宅の住所・契約期間又は入居開始日) など (注) 親族等と賃貸契約している場合は、賃貸契約書に加えて、貸主(親族等)の、 交付済の確定申告書・収支内訳書の写しの提出が必要です。

「一般（設備利用）」で申請される方のうち、別居されている家族（「同居・別居」欄で「別居」を○で囲んだ家族）がいる場合は、その方の住所地の郵便番号を、この欄に記入してください。

5 申請理由⑩で申請される方へ

認定になる所得基準額

世帯全員の平成28年の合計所得金額が、次の所得基準額以下の方が認定になります。

【所得基準額】

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円	476万円
	持家	153万円	203万円	260万円	298万円	339万円	400万円

※ 上記の所得基準額は現時点の予定です。確定した金額は、平成29年4月1日以降に教育委員会ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>) にも掲載予定です。

申請書の《特別な事情》欄に記入する事情

次のような事情がある方は、「申請書」の《特別な事情》欄の該当する事由に「/」をつけ、次の表を参考のうへ、必要事項を記入してください。（状況を証明する書類を求めることがあります。）

特別な事情	記入内容
●前年度又は当該年度に申請者が離婚し、前年に比べて収入が激減した。	○「離婚」に「/」をつけ、年月日を記入してください。
●前年度又は当該年度に生計維持者が非自発的失業（解雇・倒産・廃業等）し、前年に比べて収入が激減した。	○「解雇・倒産・廃業等」に「/」をつけ、その年月日と離職理由コードを記入してください。
●前年度又は当該年度の生計維持者の傷病、死亡及び失踪等により、前年に比べて収入が激減した。	○「その他」に「/」をつけ、その年月日及び内容を具体的に記入してください。
●高額な支払債務があり、経済的に困窮している。 【対象となる債務】 ・保証債務、賠償金など ・任意整理、特定調停、個人再生、自己破産による債務（借金）の整理 ・給料の差押えを受けている。	○「その他」に「/」をつけ、支払債務等の内容を具体的に記入してください。 ○債務には、住宅ローン、教育ローン、耐久消費財の購入等の財源を形成する債務や、遊興費などのためのローンは含まれません。

<税申告により受けた医療費控除の額について>

前年中に、生計を一にする家族のための治療費や介護費を支払い、税申告により受けた医療費控除の額については、合計所得金額から差し引いて審査を行います。

所得金額等の確認方法

※「税情報を利用する」または「税情報を利用せず、証明書類を添付する」のいずれかを選択してください。

◆税情報を利用する。 > 税情報の利用については、3ページの「税情報の利用」をご覧ください。	審査に必要な情報（所得金額等）を、申請者の同意に基づき、教育委員会が受け取る方法です。税情報を利用する場合、証明書類の提出は不要です。
◆税情報を利用せず、証明書類を添付する。 > 証明書類については、申請書の裏面に詳しく記載しています。	世帯全員（注）について、次の【証明書類】のいずれかを提出してください。（いずれも平成29年度分です。） 【証明書類】 ○市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） ○市民税・府民税証明書 ○市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書（写）

（注）・世帯全員（《世帯状況》欄に記載する家族のうち、平成11年4月1日以前に生まれた方）とは、基本的には同居している方全員のことです。また同居していなくても、税法上、保護者の扶養親族や健康保険の被扶養者になっている方や、家計を支えている保護者等が単身赴任等により別居している場合も含まれます。
・ただし、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。

所得審査にあたってご注意いただきたいこと

- 「申請理由⑩」における所得審査では、申請書の《世帯状況》欄に記載のある方（平成29年度の申請については、平成11年4月1日以前に生まれた方）の合計所得金額で審査を行います。
- この所得審査では、市税事務所に所得の申告が行われていない控除対象配偶者又は扶養親族（注1）、及び、所得を証明する書類（市民税・府民税証明書等）の提出がない控除対象配偶者又は扶養親族については、実際の所得に関係なく一律38万円の（注2）の所得があったものとして取り扱いします。

（注1）所得税の年末調整や確定申告において、主たる生計維持者の控除対象配偶者又は扶養親族として申告されているだけでは市民税に関する所得の申告は行われたことになりません。

（注2）「38万円」とは、税法上、扶養親族等となるための所得限度額（給与収入の場合は103万円）です。

- 所得のなかった方や市民税・府民税が非課税の方については、本来、所得の申告が不要ですが、就学援助の申請のためには原則として市税事務所での申告が必要になります。したがって、「税情報を利用する場合」も「税情報を利用せず、証明書類を添付する場合」も、あらかじめ市税事務所での所得の申告を行っておくください。ただし、次のいずれかに該当する方については、所得の申告は必要ありません。

- ・ 所得税の確定申告をされた方
- ・ 給与所得のみで、給与支払者（勤務先）から大阪市に給与支払報告書が提出されている方
- ・ 公的年金等の所得のみで、その他に所得がない方

- 「税情報を利用せず、証明書類を添付する場合」の「市民税・府民税証明書」は、必ず所得の申告を行ってから交付を受けてください。（注：「平成29年度 市民税・府民税証明書」は、平成29年6月以降に発行可能です。）所得が、未申告の場合の「市民税・府民税証明書」と申告済の場合の「市民税・府民税証明書」の違いについては、下の「市民税・府民税証明書」の未申告・申告済の見分け方」をご覧ください。

「市民税・府民税証明書」の未申告・申告済の見分け方

未申告の場合の「証明書」

このような、未申告の世帯員名の証明書が提出された場合は、実際の所得が38万円以下であっても、一律38万円の所得があったものとして取り扱いします。

「所得金額」欄には、金額の記載がなく、「以下空白」のみ記載されます。

「所得控除額」欄や「扶養親族」欄などにも、数字ではなく、「0000000000」が記載されます。

備考欄に「非課税」と記載されます。

申告済の場合の「証明書」

右のような、申告済（所得0円）の証明書が提出された場合は、所得0円として取り扱いします。

「所得金額」欄には、「合計 00」と記載されます。

「所得控除額」欄や「扶養親族」欄などにも、「0000000000」ではなく、「数字」が記載されます。

所得0円の申告を行った方のように、証明書が交付されます。

備考欄に「空白」と記載されます。

<申請者の妻が未申告又は証明書を提出しないため、所得38万円として取り扱った場合の例>

【設定】4人世帯（申請者・申請者の妻・小学生の子・中学生の子）で「借家」の場合【所得基準額：325万円】
※妻は無職無収入（所得0円）で、申請者の控除対象配偶者になっている。

申請者の所得額	審査対象所得額 申請者の所得＋妻の所得（38万円）	妻の所得の申告	申告後の審査対象所得額
300万円	300万円＋38万円＝338万円 ⇒ 否認定	必要	300万円＋0万円＝300万円 ⇒ 認定
250万円	250万円＋38万円＝288万円 ⇒ 認定	不要	